

## 令和6年第5回函館市教育委員会臨時会 会議録

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 日 時  | 令和6年(2024年)5月28日(火) 午後1時30分                          |
| 2 | 場 所  | 市役所本庁舎5階教育委員室  |
| 3 | 出席者  | 藤井教育長, 木村委員, 小葉松委員, 國谷委員, 神田委員                       |
| 4 | 欠席者  |  |
| 5 | 事務局  | 堤学校教育部長, 横田生涯学習部次長, 宮田生涯学習部次長,<br>金野教育政策推進室長, 川崎管理課長 |
| 6 | 傍聴者  | 1人   |
| 7 | 付議事項 | 別紙議事日程のとおり   |

### ■藤井教育長

- 開会宣言 午後1時30分
- まず, 日程第1, 議事録署名人の指名について, 木村委員, 小葉松委員を選任する。
- 本日の日程のうち, 日程第2 議案第1号「令和7年度(2025年度)使用中学校用教科用図書および令和7年度(2025年度)使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に係る方針の決定に関し, 議決を求めることについて」から, 日程第5 報告第2号「市立学校に勤務する教諭の逮捕について」を, 「非公開」とし, 議案第1号および議案第2号に係る会議の議事録は, 令和7年度使用教科用図書採択終了を待って, 公開するものとしたいが, いかがか。

(異議なし)

- 異議がないので, 「非公開」とする。
- それでは, 傍聴人の方は退出願う。
- 次に, 日程第2, 議案第1号「令和7年度(2025年度)使用中学校用教科用図書および令和7年度(2025年度)使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に係る方針の決定に関し, 議決を求めることについて」および, 議案第2号「函館市中学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて」一括, 学校教育部長から説明を求める。

### ■学校教育部長

- まず議案第1号について説明する。現在使用中の中学校用教科用図書は, 新学習指導要領に準拠するため, 令和2年度に採択されたものであり, その後4年が経過し, 令和6年度において令和7年度から使用する中学校用教科用図書を採択するにあたり, その手続きについて提案するものである。
- 資料の説明をさせていただく。1ページ「採択に係る方針について」をお開き願う。「1 採択権者」であるが, 教科書の採択は教育委員会が行うものである。「2 選定委員会の設置」であるが, 採択に向けて教科用図書を調査審議するため, 条例に基づき選定委員会を設置する。この選定委員は, 学識経験者および市立学校に在学する児童生徒の保

護者ならびに市立学校の教育職員で、今年度は67名で組織する。また、第1回選定委員会総会において、函館市教育委員会から選定委員会に諮問するところである。「3 小委員会の設置」であるが、選定委員会に種目別の小委員会を置くこととしており、選定委員の中から指名された3人以上7人以内の委員をもって組織する。小委員会は、教科書ごとに(1)から(3)の記載の内容<sup>1</sup>について調査・研究し、その結果を選定委員会に報告する。「4 調査・研究の方法」であるが、発行者から送付されるすべての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、函館の実情や児童の実態などを踏まえ、文部科学省が発行する「教科書編修趣意書」および北海道教育委員会が作成する「教科用図書採択参考資料」を参考として調査・研究を行い、それぞれについて資料を作成する。「5 採択」であるが、選定委員会の調査・研究に基づく答申を参考とし、8月の教育委員会定例会にて採択を行っていただく予定である。「6 教科書展示」であるが、法定展示、特別展示を記載の日程どおり行うものである。最後に「7 公開」であるが、教科書採択の公正を保ち、静ひつな採択環境を確保するため、採択手続きは非公開とし、選定および採択に関する資料等の公開については、採択一覧、採択理由書、答申資料、選定委員名簿および採択に係る教育委員会の議案の会議録の概要を、採択終了後、速やかにホームページに掲載し、公表するものとする。以下、2ページに「選定委員会の構成」、3ページに「諮問事項」、参考資料として4ページに「選定委員会の業務概要」、5ページに「採択に関する日程」、6ページに「送付教科書一覧」、7ページ以降に「市の条例」と「北海道教育委員会通知」を添付している。

- 続いて、議案第2号について説明する。このたびの教科用図書採択に向けて、その選定について調査審議するため、条例に基づき選定委員会を設置することとし、記載のとおり、学識経験者6名、保護者5名、市立学校の教育職員56名の計67名を委員として委嘱するものである。なお、発令年月日は、本日5月28日とし、任期は8月31日までとするものである。

■藤井教育長

- 議案第1号および議案第2号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第1号および議案第2号について、原案のとおり決定する。
- 次に日程第3、議案第3号「平成28年(2016年)7月6日付け函館市学校教育審議会答申「第2グループ小学校の再編について」に対する対応と今後の学校再編について、議決を求めることについて」学校教育部長から説明を求める。

(非公開につき、会議録省略)

■藤井教育長

- 議案第3号について、原案のとおり決定する。
- 次に日程第4、報告第1号「北海道南茅部高等学校の現状について」を学校教育部長から報告を求める。

(非公開につき、会議録省略)

■藤井教育長

- 次に日程第5，報告第2号「市立学校に勤務する教諭の逮捕について」学校教育部長から報告を求める。

(非公開につき，会議録省略)

■藤井教育長

- これで，報告事項を終了する。

■終了宣言 午後1時55分

議事録署名人 木村雅彦  
" 小葉松洋子

調製者庶務係 庭田真由

- 
- <sup>1</sup> (1) 取扱い内容（学習指導要領の総則，各学年の目標および内容等）  
(2) 内容の程度・排列・分量等  
(3) 使用上の配慮等，その他